## 令和6年度 一般募金 配分基準について

## (イ) 小地域福祉活動事業 (地区社協の行う地域福祉事業)

- (1)地域における福祉活動費(例:配食、昼食会、買い物支援等)
  - ○食料費・食材費等 ・・・・・ ※ 1 人当たり **700 円以内**
  - ○諸経費(上記外でかかる費用)
  - 〇講師謝金等

☆延べ人数×1人当たりの費用(食糧・食材費)+諸経費+講師謝金等(上限 100,000円)

- (2) 広報活動に関する助成(地区社協だより等)
  - 〇印刷費(片面80円・両面160円)
  - ○諸経費(上記外でかかる費用)
  - ☆世帯分×印刷費+諸経費(上限 100,000 円)

(口) 福祉団体活動支援事業

(市内で活動する福祉団体や、ボランティア団体やグループの助成費)

- (1) 地域福祉に資する活動費(奉仕活動・広報活動)
  - ○活動に必要な機材、資材
  - 〇諸経費(上記外でかかる費用)
  - ☆機材、資材及び諸経費(上限 100,000 円)
- (2) 会員、グループ等および関係者の活動に関する助成(研修会、交流会等)
  - ○食料費・食材費 ・・・・・ | ※ 1 人当たり **700 円以内**
  - 〇諸経費(上記外でかかる費用)
  - 〇講師謝金等

☆延べ人数×1 人当たりの費用+講師謝金等(上限 100,000 円)